

事 務 連 絡
平成 2 8 年 9 月 5 日

建設業者団体 御中

国土交通省土地・建設産業局建設業課

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

標記につきましては、平成 2 7 年 4 月 2 日、公正取引委員会から建設業者 2 社に対して消費税転嫁対策特別措置法第 6 条第 1 項に基づく勧告がなされたことを受け、同月 3 0 日付国土建推第 3 1 号（別添 1）で、消費税の円滑かつ適正な転嫁について貴会傘下会員への指導方お願いしたところですが、今般、別添 2 のとおり新たに建設業者 2 社に対する勧告がなされました。

つきましては、貴会傘下会員に対し、今般の勧告について周知されるとともに、建設工事の請負契約等における消費税の円滑かつ適正な転嫁について改めて注意喚起を行っていただくようお願いします。

国土建推第3号
平成27年4月30日

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁に関しては、既に、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」（平成25年11月18日付国土建推第26号）、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）」（平成26年1月17日付国土建推第31号）及び「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成26年4月1日付国土建推第1号）において、要請させていただいたところです。

先般、建設業者2社に対し、公正取引委員会から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）に基づき、同法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反する行為があったとして、同法第6条第1項に基づく勧告がなされました。

つきましては、建設工事の請負契約等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう、貴会傘下建設業者に対し、改めて、指導方お願いするとともに、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける政府共通の窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」や各地方整備局等の「駆け込みホットライン」や地方公共団体に相談窓口を設置しているので、その活用について併せて周知いただくよう要請します。

株式会社松下サービスセンター及び株式会社APサービスセンター
に対する勧告について

平成28年8月31日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社松下サービスセンター（以下「松下サービスセンター」という。）及び株式会社APサービスセンター（以下「APサービスセンター」といい、松下サービスセンターとAPサービスセンターを併せて「2社」という。）に対し調査を行ってきたところ、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）第3条第1号後段（買ったとき）の規定に違反する行為が認められたので、本日、消費税転嫁対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、2社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	2220001008448	6220001008717
名称	株式会社松下サービスセンター	株式会社APサービスセンター
所在地	金沢市松島一丁目33番地	金沢市松島一丁目33番地
代表者	代表取締役 河崎 五市	代表取締役 河崎 五市
事業の概要	建築リフォーム工事業	建築リフォーム工事業
資本金	5000万円	1000万円

2 違反事実の概要

(1)ア 2社は、主に住宅等の建築リフォーム工事業を営む事業者である。

イ 2社は、それぞれ、サイディング工事^(注)を、個人である事業者又は資本金が3億円以下である事業者（以下「本件工事業者」という。）に継続して請け負わせている。2社は、サイディング工事について、消費税を含む額として工事単価を定め、当該単価を基に工事物件の坪数等に応じて工事代金を算出し、本件工事業者に支払っている。

（注）「サイディング工事」とは、住宅等の外壁改修工事及びこれに付帯する工事のことをいう。

ウ 2社は、それぞれ、継続して、個人である事業者又は資本金が3億円以下である事業者から、駐車場等を賃借しているほか、当該事業者に対し、税務会計指導業務（松下サービスセンターについては当該業務に加えて広告業務及び廃棄物処理業務）を委託している。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所消費税転嫁対策調査室 電話 052-961-9493（直通） 公正取引委員会事務総局取引部消費税転嫁対策調査室 電話 03-3581-3378（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

- (2)ア(7) 2社が、それぞれ、本件工事業者のうち、一部のものに対し、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に発注し、平成26年4月1日以後に引渡しを受けたサイディング工事の工事代金については、平成26年4月1日に引き上げられた消費税率が適用されること、2社は、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った。
- (イ) 2社は、それぞれ、本件工事業者のうち、一部のものに対し、平成26年4月1日以後に発注したサイディング工事の工事代金について、工事単価に消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月31日までの工事単価と同額に定め、前記(1)イの方法で算出した額を支払った。
- イ このほか、2社は、それぞれ、平成26年4月1日以後の前記(1)ウの業務等に係る代金について、前記(1)ウの事業者のうち、一部のもの（以下「本件賃貸人等」という。）に対し、消費税率引上げ分を上乗せせずに支払った。
- (3) 2社は、それぞれ、公正取引委員会が本件について調査を開始した後、前記(2)の代金について、松下サービスセンターは平成28年3月24日までに、APサービスセンターは同年7月12日までに消費税率の引上げ分に相当する額まで引き上げることを本件工事業者及び本件賃貸人等との間で合意し、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を本件工事業者及び本件賃貸人等に対して支払った。

3 勧告の概要

- (1) 2社は、それぞれ、今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底するとともに、消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること。
- (2) 2社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置について、特定供給事業者に通知すること。
- (3) 2社は、それぞれ、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。

株式会社松下サービスセンター及び株式会社APサービスセンター（特定事業者） （住宅等の建築リフォーム工事業を営む事業者）

1 特定供給事業者との取引の概要

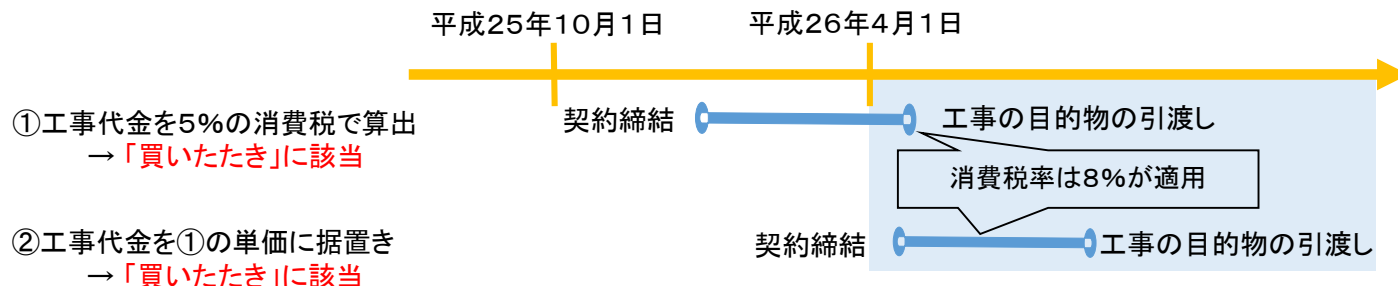
松下サービスセンター及びAPサービスセンターの2社は、サイディング工事^{（注）}について、工事業者（特定供給事業者）との間で工事単価を定め、当該単価を基に工事物件の坪数等に応じて工事代金を算出している。

（注）「サイディング工事」とは、住宅等の外壁改修工事及びこれに付帯する工事のことをいう。

2 工事代金の据置き

(1) 2社は、それぞれ、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に発注し、平成26年4月1日以後に引渡しを受けたサイディング工事の工事代金について、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った（下図①）。

(2) 2社は、それぞれ、平成26年4月1日以後に発注したサイディング工事の工事代金について、消費税率の引上げ分を上乗せせずに、同年3月31日までと同額の工事単価を基に算出した額を支払った（下図②）。



3 2社は、それぞれ、公正取引委員会が本件について調査を開始した後、サイディング工事の工事代金を消費税率の引上げ分に相当する額まで引き上げることを工事業者との間で合意し、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を工事業者に対して支払った。

※ このほか、2社は、それぞれ、駐車場等の賃借及び税務会計指導業務（松下サービスセンターは、当該業務に加えて広告業務及び廃棄物処理業務）に係る平成26年4月分以降の代金について、賃貸人等（特定供給事業者）に対し、消費税率引上げ分を上乗せせずに支払った（なお、2社は、それぞれ、公正取引委員会が本件について調査を開始した後、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を賃貸人等に支払った。）。

勧告の内容

○ 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

○ 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

工事業者、賃貸人等
（特定供給事業者 約120名）